

税理

日本税理士会連合会 監修

4

APRIL 2008

Vol.51 No.5

ぎょうせい

特集

法人税申告書 重要項目の最終チェック

〈フロントページ〉

(株)武蔵野 代表取締役社長 小山 昇

- 税務論文
贈与税の租税回避行為と「住所」の認定
- 法人税実務
棚卸資産の「正味売却価額」の算定方法
- 評価実務
ケース別 土地の分筆による相続税評価額の軽減とそのポイント
- 利益計画
公衆浴場のモデル利益計画

別冊付録

平成20年度 所得税法等の一部を改正する法律案
新旧対照表

巻末付録

税務情報:
「法人が支払う長期平準定期保険等の
保険料の取扱いについて」の
一部改正について・ほか



“異色”から“オールマイティ”へ 関与先のあらゆるニーズに対応

税理士法人 HOP

「当事務所では、関与先の“掛かり付け医”になることを目指しています」

開口一番こう語るの、東京・日本橋に事務所を構える税理士法人 HOP の小川実税理士。自身、リース会社の出身という“異色組”だけに、関与先のあらゆるニーズに応えられる体制を整えるまでは、さまざまな苦心を重ねてきたようだ。

ただ、外部からこの業界に入ってきただけあって、目の付けどころも一味違う。日常の記帳指導から事業承継アドバイスまで、従来にない発想でクライアントをサポートする税理士法人 HOP を取材した。

航空機リース訴訟の補佐人

小川税理士の前職は、大手リース会社の業務部担当。航空機や船舶を使ったレバレッジド・リースなどの組合の組成や組合の決算、商品開発についてもアドバイスしていた。

レバレッジド・リースといえば、日本中の企業や経営者、資産家を巻き込んだ「航空機リース事件」がまず思い起こされる。小川税理士は、まさにこの一連の訴訟の原告側補佐人として、国側と真っ向から対決した人物なのだ。

実は、平成13年に事務所を立ち上げたことも、この事件と無関係ではない。それまで公然と認められていた航空機リースによる節税が、ある日いきなり税務署から否認された。

もちろん、小川税理士が属していたリース会社としても看過できる問題ではない。そこで、今後の異議申立てや訴訟事務に専念すべく、いわば“前線基地”として HOP を開設

したというわけだ。

裁判は、提訴件数およそ70件という異例の多さだったが、平成16年10月の名古屋地裁判決を皮切りに、各地で勝訴を重ねた。国税も控訴して粘っていたが、平成17年10月の名古屋高裁判決でも納税者側に軍配が上がり、ついに「上告断念」を宣言。納税者の利益を守り、国に対して一歩も引かなかった小川税理士の苦勞も、この瞬間に報われた。

「我々税理士の職務は税法を守ること。国側の解釈一つでその判断が変わることは許されない。納税者にとっても税理士にとっても、この訴訟は非常に意義のあるものだったと思います」——と小川税理士は語る。

誰に事業承継させるか、その決断が重要

もっとも、税理士事務所を立ち上げたからには、税務訴訟の補佐人だけで糊口をしのげるわけではないし、もとより小川税理士の念頭にもない。開業後、一般の顧客に向けてもサービスを開始、徐々に関与先企業も増えてきた。

とりわけ強みをアピールしたのは、中小企



業の事業承継対策だ。前職時代にも、事業承継を前提にしたリース商品の開発や営業に当たってきた経験から、この分野には自信を持っていた。折りしも、相続時精算課税制度や同族会社株式の評価減特例などが税制改正で創設され、対策の幅も俄然広がってきた時期と重なる。

「事業承継で最も大切なのは、誰に事業を承継させるのかを決断すること」と小川税理士は指摘する。いくら自社株対策や相続対策をしたところで、後継者本人に事業を継ぐ気がなければ、その努力は水泡に帰す。それゆえまず最初にやるべきことは、子供あるいは従業員の中の誰に経営者としての地位を譲るかを決断し、指名された者はそれを受諾する意思があるかどうかをハッキリと確認することだという。

今後導入が予想される「新事業承継税制」については、「あまり使い勝手のいい制度だとは思わない」と辛口のコメント。

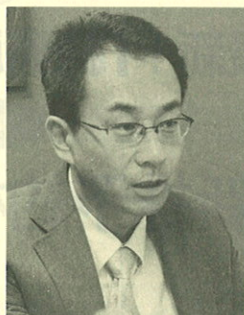
「企業経営は農業とは違う。10年後までの未来図は描けても、その先は分からない。いくら80%評価減になるといっても、リスクが大きすぎる。よほど慎重に活用しなければ……」

話題の新特例だからと無計画に飛びつくのは危険、と警鐘を鳴らす。クライアントを正しく導くためには、このような冷静な判断と見極めも必要なのだ。

最先端の会計システムでサポート

もちろん、事業承継対策や資産税事案だけでなく、通常の法人税務にも独自の発想を活かしている。

特筆すべきなのは「HOP Web Accounting System」と名づけたインターネット会計システム。HOP専用のサーバーに会計データを置き、関与先と事務所で共用する。ネットが繋がる環境であればいつでもどこでも接続可能で、日々の取引を関与先に入力してもらい、事務所ですぐチェックすることが可能となる。



税理士法人 HOP
東京税理士会日本橋支部

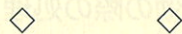
●事務所
東京都中央区日本橋兜町
7-16
日本橋兜町幸ビル4階
社員税理士
小川 実
おがわ・みのはる

「当然、ある程度の自計化は必要ですが、顧客サイドでは現金・預金の出し入れしか入力できないレベルでも、複雑な処理は、当事務所で修正・追加することもできるという仕組みになっています」

これにより仕訳ミスは格段に少なくなり、試算表などの作成もスピーディになる。それゆえ、毎月の訪問時にはすでに月次の決算データはすべてそろっており、その分、経営面での相談などに割く時間も増える。

加えて、関与先が複数の支店を抱えている場合、本支店ともこのシステムに接続すれば、LANを組んだのと同じ効果がある。

このシステムを活用することで、関与先にとっても事務所にとっても、経理ミスの防止、時間短縮、コストダウンなどあらゆる面でメリットを享受することができるのだ。



「とにかくどんなことでも、まずはウチに相談してください、と関与先には話しています」

昨年、社会保険労務士の資格を有する社員を採用し、人事労務面でのクライアントのバックアップ体制は万全になった。その他、複数の弁護士や司法書士などの専門家とネットワークを築き、事務所内で解決できない問題にも即応できる体制を整えている。

小川税理士も含め平均年齢ジャスト30歳の若い事務所ながら、関与先のあらゆるニーズにオールマイティに対応しようとする姿勢は、まさに税理士事務所の王道を歩むものだ。そのスタンスは、今後いっそうの成長を実現するに違いない。
(竹)